

特別支援教育からインクルーシブ教育の移行？

北海道「教師の道」倶楽部 幹事長 鈴木 重 男

1 はじめに

2022 年 9 月、国連障害者権利委員会は、日本政府に対し、盲児が自宅から通える学校で学ぶことができる「インクルーシブ教育」を推進することを勧告した。この勧告には拘束力はないが、日本政府には、2028 年 2 月までの報告が求められている。

さて、現行特別支援教育制度は、2007 年度から実施された。この教育制度は、同年 9 月署名をした障害者権利条約の批准に向けた制度改革でもあった。では、改めて障害者権利条約第 24 条 2 項を見てみると、原語英文では、「**the general education system**」の通常訳「**一般教育制度**」を日本政府訳「**教育制度一般**」として、「障害者が障害を理由として**教育制度一般**から排除されないこと」と条文解釈した上で、特別支援学校及び特別支援学級への「ニーズに基づく就学」を許容した我が国独自のインクルーシブ教育を実施した制度改革であった。

しかし、先の国連障害者権利委員会の勧告は、我が国独自のこの障害者権利条約第 24 条 2 項の条文解釈に対する指摘でもある。

2 インクルーシブ教育とは

インクルーシブ教育について、ユニセフ・ヨーロッパ・中央アジア地域事務所が示しているインクルーシブ教育「障害者の権利に関する条約第 24 条の理解」からの日本語文書を参考にすると、我が国の現行特別支援教育制度は、「分離教育」に位置付けられることになる。このことが、国連障害者権利委員会の勧告の本質である。

- ・ **Exclusion 排除**: 障害のある学生はどの形でも教育へのアクセスを拒否される。
- ・ **Segregation 分離**: 障害のある学生の教育は、特定のために設計された別々の環境で行われ、障害のない学生から隔離されている。
- ・ **Integration 統合**: 障害のある学生を適応なしに主流教育機関に配置し、学生がそこに適応することを求める。
- ・ **Inclusion 包摂**: 教育環境が設計や物理構造、教授法、カリキュラム、ならびに教育環境の文化、政策、実践を適用させることによって、すべての生徒が差別なしにアクセスできるようにすること。これらの対応なしに、障害のある生徒を主流クラスに配置することは包摂にはならない。

したがって、2028 年令和 10 年までの間で現行特別支援教育制度からインクルーシブ教育制度に移行するためには、具体的にどう変わらなければならないのであろうか。

3 インクルーシブ教育への具体的な内容

では、インクルーシブ教育の実現に向けた取り組みなどについて、鈴木の専門とする盲児の小学校入学を視点として考えてみたい。

現在、視覚に障害のない幼児の約 6 割は、ひらがな文字の読みが可能といわれている。また、多くの幼稚園で文字指導が行われている。

しかし、幼稚園教育要領では、身近な環境との関わりに関する領域「環境」の内容「(10)日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。」の中で、「幼児が文字を道具として使いこなすことを目的とするのではなく、人が人に何かを伝える、あるいは人と人とがつながり合うために文字が存在しているこ

とを自然に感じ取れるように環境を工夫し、援助していくことが重要である。」と、文字については小学校で基本的に学ぶものと位置づけている。

特別支援学校幼稚部教育要領ではどのように扱われているのであろうか。幼稚部教育要領は、幼稚園教育要領に準じるものとしつつも、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)において、弱視幼児に対しては自分にとって学習効率のよい文字サイズを知る指導が示されている。一方、盲幼児に対しては点字に係る表記は一切触れられていない。

このため、盲学校等幼稚部では、弱視幼児に対する文字指導を前提とした弱視眼鏡や文字拡大機器の活用指導がなされ、翻って幼稚部から自宅から通うことのできる小学校に就学しても教科書での学習は可能になる。一方、盲幼児は特段の留意により幼稚部や保護者が家庭で点字触読を指導しない限り、自宅から通うことができる小学校に就学しても点字教科書を触読することは困難なことになる。

盲児のインクルーシブ教育を実現するためには、幼稚部での点字触読指導が必ずなされること、つまり幼稚部教育要領に記載され、教育要領解説自立活動編にこの点字触読指導が明示され、かつ盲学校等の視覚障害教育機関で点字触読指導が適切に指導することができる体制が確立される必要があるといえる。

4 盲生徒のインテグレーション教育の道内の実践

1973年、北海道厚真高等学校(昼間定時制、4年制)に在籍していた高校3年生、多発性硬化症で視力0.01の生徒を、北海道札幌盲学校(寄宿舎入舎)で受け入れ、点字触読指導及び歩行指導並びにカナタイプ及び英文タイプを約半年間指導して、翌年、札幌盲学校中学部教師が点訳した教科書を用いて4年生で同校を卒業した。その後、北海道高等盲学校専攻科理療科に入学した。

また、1975年、日本で初めての札幌盲学校中学部から当時の札幌北星男子高等学校に点字入学試験を受けて入学した生徒は、3年間、札幌盲学校中学部教師が点訳した教科書で学び、同高校の優秀生徒として北星大学に推薦入学した。この2例は、インテグレーションとして教育制度外での事例ではあるが、現在は知的障害が伴わない視覚障害だけの多くの盲幼児児童生徒が、保護者や地域ボランティアの支援を受けて自宅から通える学校に就学している。

既に道内では、1970年代、盲生徒のインテグレーション教育が実践され、現在、各学校段階の教科書は全て点訳化されていることを踏まえれば、やり方によっては、盲児童生徒のインクルーシブ教育は、案外、手短なところに来ているものと考えることができる。

5 次期学習指導要領は、インクルーシブ教育に移行できるか？

次期学習指導要領は、2027年に改訂される見込みとして、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(令和6年12月25日中央教育審議会諮問)で、インクルーシブ教育に係り、次の内容が諮問されている。

インクルーシブ教育システムの充実に向け、合理的配慮の提供を含め、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた、質の高い特別支援教育の在り方をどのように考えるか。その際、特別支援学級や通級による指導に係る特別の教育課程の質の向上、自立活動の充実や小中高等学校に準じた特別支援学校での改善方策をどのように考えるか。

一方、先にも整理した2022年9月9日に国連障害者権利委員会より、日本政府に勧告されたインクルーシブ教育の実現に向けた条項内容として、2028年2月まで、日本政府に次の内容の報告が求められている。

委員会は以下を締約国に要請する。

- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を受ける権利があることを認識すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に関する国家の行動計画を採択すること。
- (b) 全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。
- (c) 全ての障害のある児童に対する合理的配慮を保障すること。(d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員のインクルーシブ教育に関する研修、人権モデルに関する意識を向上させること。(e) 点字、「イージーリード」、聾児童のための手話教育等、インクルーシブ教育環境における聾文化を推進し、盲聾児の教育利用する機会を確保すること。(f) 高等教育における障害のある学生国の包括的政策を策定すること。

次期学習指導要領は、上記の国連障害者権利委員会より日本政府が要請された内容を受けて改訂されることなるに違いない。